

新宿区自転車等駐輪対策協議会（第6回）議事録

平成29年12月21日（木）
区役所本庁舎6階 第二会議室
10時～11時45分

1 開会

2 議題

- (1) 新総合計画の素案に対するパブリック・コメントについて
- (2) 附置義務駐輪場制度の見直しについて
- (3) 今後の区内自転車等駐輪場の運営について

3 報告

- ・今後のスケジュールについて

4 閉会

<配布資料>

- 【資料 1】 新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画（平成30年度～平成39年度）（案）
- 【資料 2】 新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画（平成30年度～平成39年度）（素案）に関するパブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え
- 【資料 3】 新宿区自転車等の利用と駐車対策に関する総合計画（平成30年度～平成39年度）（素案）からの主な変更点について
- 【資料 4】 附置義務制度の見直しについて
- 【資料 5】 今後の区内自転車等駐輪場の運営について
- 【資料 6】 委員名簿
- 【資料 7】 座席表
- 【参 考】 自転車等駐輪場及び自転車走行環境の整備箇所
- 【参考資料1】 自転車等駐輪場の附置義務
- 【参考資料1】 附置義務駐輪場の設置実態に関するアンケート調査報告
- 【参考資料1】 附置義務駐輪場の利用実態に関する立ち入り調査報告

1 開会

2 議題

(1) 新総合計画の素案に対するパブリック・コメントについて

事務局より、資料2、3に基づき、『新総合計画の素案に対するパブリック・コメント』について説明を行いました。

【遠藤会長】はい、ありがとうございます。パブリック・コメントにおいて区民の方から頂いた意見を反映させたものがこの冊子となります。今回で委員の皆様からご意見を伺うことが最後になりますので、パブリック・コメントに対応して修正した部分と、それ以外の部分も含めて何かお気づきの点、ご意見、ご質問などがありましたらお願いしたいと思います。

私から一つよろしいでしょうか。「資料3の3ページ」の対応番号23で、「自転車を利用しない人にも配慮した自転車の適正利用への誘導」という説明があったと思いますが、質問の主旨からすると「誘導」「推進」という言葉の問題よりも、「自転車を利用しない人にも配慮した」ということが一体何を言っているのか理解し難い、ということなのではないでしょうか。資料1の総合計画でいうと、15ページの「新宿区の特性の視点から」の4つ目、「自転車を利用しない人にも配慮した自転車の適正利用の推進」という箇所です。これは具体的にはどういう施策をイメージされているのですか。

【事務局】まず通行環境につきまして、通行環境を整備していくことで歩道上から自転車を減らしていくということが一つでございます。歩道上を自転車を通らないことによって歩行者の方も安全に歩行していただくということです。それから、ルール・マナーについて、自転車利用者の方にルール・マナーを周知徹底することによって車道通行の原則ということを理解していただくことで歩行者の方や、それから車を運転する方にも配慮した自転車の適正利用の推進ということを図っていくものでございます。

【遠藤会長】そうすると、歩行者や自動車利用者にも配慮した自転車の適正利用の推進ということになるわけですね。質問の方では、自転車を利用しない人や、自転車を所有していない人にも自転車利用を促すかのような、そのような潜在ニーズを引き出すかのようなニュアンスと捉えていいのかどうか、という質問の内容であったと思います。道路の通行環境の話であれば道路を使っている歩行者や自動車ドライバーに対して配慮した自転車の適正利用とした方が文章としてはわかりやすいのではないかと思います。

【事務局】遠藤会長のご意見を踏まえて、このあたりの表現については検討していきたいと思っております。潜在需要喚起のための施策を目指すのか、それとも自転車利用者のマナー向上を目指すのかというご質問については、どちらかという自転車利用者のマナー向上を指しているというものでございます。

【遠藤会長】 はい、ありがとうございました。それでは検討をお願いします。ほかいかがでしょうか。

【樺澤委員】 本日急遽代理で出席させていただいております。「自転車ナビマーク」と「ナビライン」を全て「自転車ナビマーク」に統一するというので、資料1の総合計画の26ページ一番下の表も「自転車ナビマーク」と変えていただいたかと思うのですが、この図を見ると「自転車ナビライン」の図に見られてしまうので、例えば、「自転車ナビマーク等」と変えていただければいいかなと思います。

【事務局】 この点については、私どもの方で再度検討し、修正して参りたいと思います。

【樺澤委員】 もう一点ですが、資料1の総合計画の31ページ、上の方で現状区の自転車の状況は乗入れ台数7,726台に対し収容能力は9,907名となっており、と書いてありますが、これは「名」ではなく「台」ではないでしょうか。

【事務局】 大変失礼致しました。ご指摘のとおりでございます。こちらは「台」に修正させていただきます。

【遠藤会長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

【三條委員】 今警視庁さんがおっしゃったことと近いのですが、警視庁さんがおっしゃっている「ナビライン」は元々青い矢羽根のもので、「ナビマーク」は白い自転車マークのもので、そのため、定義付けを行う時にそこがきちりとできているのかということ、全体的にしっかりした方がよいのではないかと思います。また、資料1の総合計画の参考-4ページで国のガイドラインを紹介していただいておりますが、三段落目の「さらに、…矢羽根型の路面表示（以下「自転車ナビマーク」という。）及び…」の記載の部分も、「ナビライン」の方が近いのではないかと思いますので、ここも再度ご検討いただければと思います。それから、参考-6ページですが、写真で整備事例を記載していただいておりますが、こちらはまだ「ナビライン」になっておりますので、ご確認いただければと思います。

【事務局】 もう一度検討し直し、修正して参りたいと思います。

【遠藤会長】 そのほかいかがでしょうか。

【深堀委員】 資料3の4ページ、対応番号53ですが、自転車利用を周知するツールとありますが、ツールとはどういうものでしょうか。

【事務局】 主にチラシであったり、冊子というものでございます。それ以外にも情報発信するようなインターネットを使ったものを含めてツールという表現を使っております。

【深堀委員】 広報とかでもよいですか。

【事務局】 例えば、「自転車安全利用五則」という冊子がありますが、そうした冊子を指しているものでございます。

【遠藤会長】 はい、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

【村上委員】 資料1の総合計画の9ページに現状の図を入れていただいて、非常にわかり

やすくなったと思いますが、駐輪場と放置禁止区域が濃い赤と薄い赤で少しわかりづらいので、色を変えていただいた方がよりわかりやすくなると思います。

【事務局】こちら、若干見にくくなってございますので、色は検討させていただきます。なお、この図につきましては、この冊子上はどうしてもA4にせざるを得ないという事情がございますので、ホームページ上に図を掲載してプリントアウトする時にはA3判でプリントアウトできるような配慮をしていきたいと思っております。

【事務局】大変申し訳ございません、資料1の総合計画の9ページの今の図の部分でございますが、参考にお配りした図と共に、一番右下の所で「平成28年8月29日現在」と書かれている所でございます。こちら「平成29年8月29日現在」の誤りですので大お手元の資料につきましてはご修正の程よろしくお願い致します。

【遠藤会長】すみません、この資料について、修正作業の期限はありますか。

【事務局】最後にもご案内致しますが、こちらの総合計画につきましては2月に策定させたいと考えてございます。今後、本協議会の皆様からご答申いただいた内容につきまして区の内部で検討していくこととなります。その過程においてはまだ修正が可能ですので、だいたい1月の第二週目までに、ご意見いただければ、私どもの方で検討や修正作業をさせていただきたいと考えてございます。

【遠藤会長】細かい文言の調整は事務局で事務的に対応していただき、1月の第二週目くらいまでにもし何かあればご意見をいただいて、検討や判断が必要なものに関しては、事務局と私とで相談をして内容を反映させるということで、もしよろしければその部分に関しては会長預りということで進めさせていただければと思いますけれども、以上のような進め方でよろしいでしょうか。

【委員の方々】（異議なし）

【遠藤会長】ありがとうございます。ではそのように事務局の方で対応お願いします。それでは議題の2に移りたいと思います。

（2）附置義務駐輪場制度の見直しについて

事務局より、資料4及び参考資料1～3に基づき、『附置義務駐輪場制度の見直し』について説明を行いました。

【遠藤会長】はい、ありがとうございました。ただいまご説明があった内容にご意見、ご質問があればよろしくお願い致します。

【橋本委員】資料4で、調査結果の概要が1ページ目と2ページ目にまたがっておりますが、1ページ目の結果の概要で施設数の有効回答数の分母がそれぞれ違うのは、返答がなかったのが有効回答数からはずれているのかということと、2ページ目の調査は立ち入り調査なのに、何故施設数の有効回答数の分母がそれぞれ違うのか教えてください。

【事務局】 おっしゃるとおり、アンケートの方の有効回答数につきましては、回答が得られなかったものについては省いております。立ち入り調査につきましても、立ち入り調査した際に回答をしていただけなかった、もしくはその場で確認が取れなかったということがございましたので、そうしたものを省いての有効回答数ということで記載してございます。

【上田委員】 資料4の2番の②の中に、現在の附置義務制度が開発の誘導を阻害する要因となっているという声があるとありますが、この解決の方向性については基本的に附置義務駐輪場の距離の拡大ということで対応していこうと新宿区でお考えになっているのかというところを聞かせ願いたいです。

【事務局】 一つは距離の拡大ということで、現在隔地距離を50mと定めているところをアンケート結果から300m程度であれば一定数の利用が見込めるという考えがございまして、50mを300m、もしくは200m、250mといったところに改正できないかと考えてございます。また、私どもとしましては、利用しやすい駐輪場を設置していただきたいと考えてございます。利用しやすい駐輪場とは、例えば駐輪場が地上階に設置されている、もしくは一時利用の駐輪施設にさせていただいて当該施設以外の施設利用者の自転車の受け入れもしている駐輪場等です。このように、より利便性の高い駐輪場を設置していただけるのであれば、駐輪場の規模を縮小させていただいても、より利便性が高く利用率の向上を図れる駐輪施設をつくってもらえればよいという制度の検討をしていきたいと考えてございます。

【遠藤会長】 今、附置義務駐輪場は、原単位と距離がパラメーターになっていますが、そこに駐輪場の使いやすさという特性を持ち込んで、それによって原単位や距離等の規制内容を緩和することも視野に入れながら検討を進めているということですね。

【事務局】 今会長がご説明いただいたとおりでございます。

【遠藤会長】 基本は利用しやすさということを新しく設けるという考え方ですか。

【事務局】 まさにそのとおりでございます。より利用しやすい附置義務駐輪場にしていくということを検討の一つとしてございます。

【上田委員】 追加でよろしいですか。資料1の総合計画の33ページに、新宿駅周辺地域まちづくりガイドラインというのが記載されています。その、上から二つ目の丸に「…新宿駅前の広場空間については、自転車の流入抑制を図るとともに、…」と書いてあるので、例えば駅前ビル再開発みたいなものが出てきた時には、附置義務駐輪場の今のご説明に照らし合わせれば、例えば駅前広場に本当は附置義務駐輪場を設置すればよいのだけでも、駅前広場全体としては流入抑制を図っていかなければいけないので、駅前広場以外の場所に駐輪場の附置義務を整備させるというような考え方でもよろしいということなのでしょうか。

【事務局】 具体の検討はまだこれからというところがあるのですが、概ね私どもの考え

方としては駅前広場につきましては、歩行者の方々の快適な空間にするという考え方が上位計画でも示されているところがございますので、そちらに沿った形で私どもはその周辺に附置義務の駐輪場が置けるような制度にして参りたいと考えてございます。

【遠藤会長】 附置義務駐輪場の原則論は原則論として改善していくけれども、個々の整備の中での建物敷地単位ではなくて、例えば駅前なら駅前という場所全体の中での最適化のようなことを考えるべき時は、計画に位置付けるなどの手続きか何かを踏まえて緩和をしていくというようなことを明確にする必要があるのかと思っております。そういったことが今回の検討の中である程度明らかにできることでしょうか。

【事務局】 今回の改正の規模につきましては、小規模な改正ではあります。そのため、スピード感をもって今回は改正して参りたいと考えてございます。

【遠藤会長】 わかりました。大きな話に関しては別途その都度協議会なりで協議を行ったりという対応になりますか。

【事務局】 今回の附置義務制度の見直しにつきましては、この新総合計画に基づいたものではなく、現行の平成20年度から平成29年度までの計画に基づいた附置義務制度の見直しというものになってございます。今回新たに総合計画ができたときは、また別の形で附置義務制度については見直しを図り、別の内容を検討していきます。その時にはまたどのような形で附置義務制度の見直しを図っていくかということは、区の内部の中でも議論する必要があると思いますが、その時には大規模な改正になってくるのではないかと考えてございます。

【遠藤会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。この件に関しましては、次回素案が出てくるということですので、またその素案の内容を具体的に聞けたらご意見をいただくとよいと思います。よろしいでしょうか。それでは次に議題の3について事務局からお願いします。

(3) 今後の区内自転車等駐輪場の運営について

事務局より、資料5に基づき、『今後の区内自転車等駐輪場の運営』について説明を行いました。

【遠藤会長】 はい、ありがとうございます。ただ今の説明の内容についてご質問などあればお願いします。これは、メリットと書いてあるところには民間事業者の視点からメリットが書いてあるわけですがけれども、このようなエリア分けであれば民間事業者としてもスムーズにこの事業に参入できるであろうという見通しでエリア分けをイメージしているということでしょうか。仮にこれがうまくいかないということであれば、その時にエリア分けをどうするかという対応は可能なわけですね。これまでの過去の実績を考えると、これくらいでよいのではないかとという事務局の経験値による想定ということでしょうか。

【事務局】 はい。

【遠藤会長】 もう一つよろしいでしょうか。運営という視点からいくと、民間事業者による駐輪場のサービスの質のことをもう少し気にすることはできないでしょうか。例えば駐輪場によっては少し汚いとか、乱雑に置かれている場所というのはあると思います。民間に任せた部分のサービスの質を守っていくという、何か運営に関する課題や考え方というのはありませんか。

【事務局】 駐輪場ニーズに迅速に対応できるということが区民の方々にとっても非常に大きなメリットにつながっていくのではないかと考えてございます。例えば、現在電動アシスト付の自転車であったり、お子様を2人まで乗せることができる3人乗り自転車はかなり大型になってございます。そうした大型の自転車はタイヤが太いということでなかなか駐輪ラックに止め辛い、もしくは駐輪ラックを設置しても二段目には止め辛いというような状況がございまして。そうした状況を民間事業者を活用することでニーズに基づいて平置き駐輪場に整備しなおすであるとか、もしくは工夫するといったことが駐輪ニーズを踏まえて迅速に対応できるということが一つございまして。それから、駐輪場の清掃につきましても事業者の方にこまめに駐輪場だけではなく、駐輪場周辺につきましても清掃をしていただくということを一つプロポーザルの条件に入れていく検討をしております。そうすることで駐輪場周辺が非常にきれいになるということも考えてございます。それから、あとは周辺の放置自転車の駐輪場への誘導ということに関しましても、今現在区の方で業者委託をしまして放置自転車に対しては警告をしているという状況でございまして、駐輪場の付近にある放置自転車につきましても、駐輪場の管理人の方々が駐輪場の場所を周知し、それから啓発していくことでより放置自転車がなくなっていくのではないかと考えてございます。

【遠藤会長】 考え方としてはその通りであると思いますが、実際に民間で運営していく時の質の管理という点で、明確な仕組みがないような気がします。それに関して何か考えられる部分があれば考えていただく必要があるのではないかと思います。

【事務局】 失礼しました。民間事業者の質につきましては、今回駐輪場の運営事業者を選定する際にはプロポーザル方式と申しまして、単なる金額での競争ではなくて業者の質をこちらの方で説明を聞いて協議会の方々にも委員に加わって、業者選定に加わっていただくというようなことで質の確保については図って参りたいと考えてございます。

【遠藤会長】 業者自体は大丈夫かと思いますが、実際のサービスの質の内容に関しては継続して見ていかないとわからない部分もあると思いますので、問題意識として持ち続ける必要があるのではないかと思います。

【高橋委員】 エリア分けは非常にメリットがあると思いますが、放置対策の一環として複数の駐輪場があった時に各駐輪場の満空情報を、満車の駐輪場に行った時にどこに

一番近い駐輪場が空いているのかのような情報を、駐輪場毎に確認できるシステムみたいなものを考えてもいいのではないのでしょうか。

【事務局】おっしゃるとおりです。満車空車の情報は現在もそうした情報を提供してもらいたいという声は聞いてございます。民間事業者の方が区に比べるとかなりその辺りの技術は発揮してございますので、そうしたことも業者選定の際には加味し、業者には満車空車の情報をきっちり出させるようにはして参りたいと思います。

【遠藤会長】一つの民間事業者がそういった満空情報のシステムを既にやっているところもございます。区の駐輪場の満空情報というのをリンクさせることは可能でしょうか。

【事務局】区の駐輪場の情報を加えることは技術的には可能ですが、費用的にはやや難しいというところがございます。それから、満車空車の情報は今現在各社とも技術的にはできるということでございますので、今後、エリアごとに1社が東部エリアの情報を持っているとしますと、東部エリア内の満車空車情報につきましてはその会社がきちんと出せるということになってこようかと思えます。

【遠藤会長】はい、ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

【三條委員】確認ですけれども、民営駐輪場と民間駐輪場があつて、今回お諮りいただいているのは民間駐輪場の協定を継続するという意味ですか。

【事務局】表現が統一されていなくて大変申し訳ございません。すべて民営駐輪場ということで、民間事業者の皆様が運営している駐輪場ということになってございます。その中でも、そもそも民間事業者の方々を活用した駐輪場につきましては、土地の部分につきましては区の方で権原を取得しておりまして、その権原の上に民間の方々の活力を導入した駐輪場を整備、それから運営していただいているというものでございます。

【遠藤会長】民間駐輪場というと、例えば附置義務駐輪場もすべて含みますので、これは民間が運営している公共の駐輪場という意味です。

【事務局】今会長の方でご説明くださったとおり、区の方で土地をご用意して、その上に駐輪場を運営していただく公共の駐輪場ということになってございます。

【遠藤会長】はい、よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。この件に関しましては、まずは更新の時期がくる民営の駐輪場のプロポーザルの時期にこの方針を適用していくということで、そこに関しては大きな異論はないということかと思えますが、よろしいでしょうか。あとは民営の駐輪場サービスの内容であったり、その他お気づきの点もあるかと思えますが、その辺は順次ご意見などありましたら事務局の方におよせください。今日ご提案された方針に関してはこれでよろしく願います。ありがとうございます。それでは、その次に報告事項をよろしく願います。

3 報告

(1) 今後のスケジュールについて

事務局より、『今後のスケジュール』について説明を行いました。

【遠藤会長】はい、ありがとうございます。ただ今の説明について何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。本日予定されていた議題と報告は以上になります。それでは第6回自転車等駐輪対策協議会を閉会致します。それでは皆さん、よいお年をお迎えください。本日はありがとうございました。

以上